該当箇所		 当箇所	意見
項目	該当ペー ジ	該当する記載	
(全体)	ジー		今回の「AI と著作権に関する考え方(素案)」は、これまでの著作権制度の改正を前提とした見解を示しているという理解である。生成 AI 等の技術革新により社会が劇的な変化に直面している今こそ、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した法第 30 条の 4 の趣旨を最大限活かして経済活動を進めていくべきである。グローバル社会に開発・提供していくには、クリエイターによる質の高いコンテンツが持続的に創造され、そして、これらのコンテンツが重習・生成の好循環」の構築を書出していく必種である。のような「コンテ目指していく必種である。カリエイターと AI 事業者が新たな価値持続可能なイノベーションにとって必要不可欠と考える。上述の視点において、会般の文化庁の素素は、カリエイターの懸念を考慮の視点を30条の4の基本的考え方をベースにしながら敷衍しており、事業者にとって極めて有益である。学習データの収集・提供をこれまである。学習データの収集・提供をこれまである。学習データの収集・提供をこれまである。また、今回の素案では、著作権法30条の4ただし書の具体例として"robots.txt"を専重している。AI 開発を実施する事業者の多くは、学習データの収集に当たって"robots.txt"を専重していると認識しており、このような具体例が素案で示されることにより、"robots.txt"を専重していると認識しており、このような具体例が素案で示されることにより、"robots.txt"を専
			重した運用が期待されるのは望ましいことで ある。

該当箇所		当箇所	意見
項目	該当ペー	該当する記載	
	ジ		
			今後、政府においては、著作権法30条の4の
			運用に関するガイドライン(ハード・ロー)を超
			えて、ソフト・ローの運用を含めた AI 学習に向
			けたライセンス市場の整備にも尽力されること
			を期待する
5. 各論点	16 頁	注釈 13 なお、法第 30 条の	「例えば、AI 学習を行う者が、生成 AI による生
について		4に規定する「享受」の対象	成物を観賞して楽しむ等の目的を有していた
(1)学習•		について、同条では上記の	としても、」とあるが、「例えば、AI 学習を行う者
開発段階		とおり「当該著作物」と規定	が、生成 AI による生成物を観賞して楽しむ等
(イ)「情報		していることから、表現され	の享受目的を有していたとしても、」と記載す
解析の用		た思想又は感情の享受目	べきではないか。
に供する		的の有無が問題となるの	
場合」と享		は、同条による権利制限の	
受目的が		対象となる当該著作物(例:	
併存する		AI 学習のため複製等される	
場合につ		学習用データ)についてで	
いて		あり、これ以外の他の著作	
		物について享受目的の有無	
		が問題となるものではな	
		い。そのため、例えば、AI学	
		習を行う者が、生成 AI によ	
		る生成物を観賞して楽しむ	
		等の目的を有していたとし	
		ても、これによって開発・学	
		習段階における法第 30 条	
		の4の適用が否定されるも	
		のではないと考えられる。	
5. 各論点	17 頁	近時は、特定のクリエイター	当該部分の記述によれば、生成AIによる生成
について		の作品である少量の著作物	(の目的)物が、特定のクリエイターの表現に
(1)学習•		のみを学習データとして追	至らないアイデアのレベルにおける「作風」を
開発段階		加的な学習を行うことで、当	反映しているに過ぎないのであれば享受目的
(イ) 非享		該作品群の影響を強く受け	が存在しないが、「創作的表現」に該当する部
受目的と		た生成物を生成することを	分があれば享受目的が存在するということに
享受目的		可能とする行為が行われて	なり、生成物が「作風」にとどまるか「創作的表
が併存す		おり、このような行為によっ	現」と評価されるかによって結論が大きく異な
る場合に		て特定のクリエイターの、い	るものとなるため、この区別は生成 AI の開発

該当箇所		当箇所	意見
項目	該当ペー	該当する記載	
	ジ		
ついて		わゆる「作風」を容易に模倣	者・利用者のいずれにとっても極めて重要で
		できてしまうといった点に対	あると考えられる。
		する懸念も示されている。	しかしながら、生成物が具体的にどのような要
		この点に関して、生成 AI の	件の下で「作風」と評価されるのか「創作的表
		開発・学習段階において	現」と評価されるのか(すなわち両者のメルク
		は、当該作品群は、表現に	マール)がこの部分の記述だけでは不明確で
		至らないアイデアのレベル	あることから、この点につき、具体例に即する
		において、当該クリエイター	などして更に記述等を補うことにより、生成AI
		の「作風」を共通して有して	の開発者・利用者双方にとって予見可能性が
		いるにとどまらず、創造的表	高まるようにされたい(この点については、専
		現が共通する作品群となっ	門家の間では既に明確になっており解説等を
		ている場合もあると考えら	要しない点かもしれないが、AI 開発者・利用者
		れる。このような場合に、意	を含め多くの関係者が本報告を読む可能性に
		図的に、当該創作的表現の	配慮し、分かりやすくする必要があると考え
		全部又は一部を生成 AI に	る)。
		よって出力させることを目的	
		とした追加的な学習を行う	
		ため、当該作品群の複製等	
		を行うような場合は、享受目	
		的が併存すると考えられ	
		る。	
		また、生成・利用段階にお	
		いては、当該生成物が、表	
		現に至らないアイデアのレ	
		ベルにおいて、当該作品群	
		のいわゆる「作風」と共通し	
		ているにとどまらず、表現の	
		レベルにおいても、当該生	
		成物に、当該作品群の創作	
		的表現が直接感得できる場	
		合、当該生成物の生成及び	
		利用は著作権侵害に当たり	
		得ると考えられる。	
5. 各論点	18 頁	既存のデータベースや Web	注釈 16 において、「これに対して、RAG 等であ
について		上に掲載されたデータに著	っても、対象データに著作物を含むが回答の
(1)学習•		作物が含まれる場合、著作	生成に際して既存の著作物の創作的表現を
開発段階		物の内容をベクトルに変換	出力することを目的としないものである場合
(ウ)検索		したデータベースの作成等	は、その開発のために行う著作物の複製等に

該当箇所		当箇所	意見
項目	該当ペー	該当する記載	
	ジ		
拡張生成		に伴う著作物の複製等が、	ついて、非享受目的の利用行為として法第 30
(RAG)等		生成に際して、当該複製等	条の4が適用され得ると考えられる。」と記載さ
について		に用いられた著作物の創作	れているが、「ファインチューニングや RAG 等
		的表現の全部又は一部を	で、他者に著作権のあるデータを参照させてし
		出力することを目的としたも	まう恐れがある」、という声もあることから、既
		のである場合には「6、当該	存の著作物の創作的表現を出力することを目
		複製等は、非享受目的の利	的としないものであると評価されるための具体
		用行為とはいえず、法第 30	的な技術措置等を提示したらいかがか。
		条の4は適用されないと考	
		えられる。	
5. 各論点	30 頁	「AI 利用者が既存の著作物	AI 利用者は、通常学習データを知り得ない場
について		(その表現内容)を認識して	合が大半であると考えられるため、「AI 利用者
(2)生成•		いなかったが、当該生成 AI	が既存の著作物(その表現内容)を認識して
利用段階		の開発・学習段階で当該著	いなかったが、当該生成 AI の開発・学習段階
(イ)②		作物を学習していた場合に	で当該著作物を学習していた」という記述は、
		ついては、客観的に当該著	一見するとAIの利活用促進の障壁になりかね
		作物へのアクセスがあった	ない。AI 利用者側が著作権侵害を回避するた
		と認められることから、当該	めの具体的な方策を、次段落のただし書きに
		生成 AI を利用し、当該著作	加えて、追記すべきではないか。
		物に類似した生成物が生成	仮に依拠性をここまで広く認めることとした場
		された場合は、通常、依拠	合、利用者による意図しない著作権侵害の可
		性があったと推認され、著	能性が高まり、上述の通り、利用者側がAI利
		作権侵害になりうると考えら	用を躊躇することになると考えられる。AI開発
		れる」	者の立場からは、こうした事態を回避するた
			め、学習データの網羅的開示や、著作権侵害
			となる可能性が高い生成を行わないために講
			じている技術的措置の内容の開示、責任分担
			等に関する規約の利用者への提示と利用者
			による承諾など、各種の対応が必要になるも
			のと考えられ、AI 開発者・利用者双方のコスト
			が必要以上に大きくなる副作用があるものと
			考える(少なくとも、こうした副作用に対処する
			ためにも、別途総務省及び経済産業省で案を
			作成しているガイドラインに、これらに関する
			記述を盛り込む必要があると考える。)。

該当箇所		当箇所	意見
項目	該当ペー	該当する記載	
	ジ		
6. 最後に	37 頁	本考え方は、その公表の時点に関する、AIと著作権の公表作権にのような事情にの表示を与えてあり、今後も、特にはいいない。 では、自己の公表のでは、自己のとないないは、自己のとないないは、自己のとないは、自己のとないは、自己のは、自己のとないは、自己のとないは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己の	産業界においては、生成 AI 等の適切・安心な利活用に向けて、より具体的な著作権侵害を回避するための方策を知りたいという声も挙げられている。著作権侵害の具体的な事例・被疑事例は著作権侵害の回避に向けて有益な情報になることが考えられることから、今後の重要課題として早急に検討を行って頂きたい。その際、生成 AI の利用という観点から、著作権侵害を回避するために注意すべき点や留意すべき点を掲載するなど、産業界の実務作業において、適宜、参照されるような資料とすることで、生成 AI の適切・安心な利活用が促進されるようなものになることを期待する。併せて、今後に向けた検討として、教育、医療、広告等といった分野別での事例収集・整理を検討されたい。例えば、教育分野においては、教材に依ってはデジタル利用自体が不可であったり、都度許諾が必要な画像などがある、といった課題がある。こうした分野特有の課題に対する一定の見解を示すことが期待される。
6. 最後に	37 頁	本考え方に示された AI と著作権に関する考え方については、著作権制度に関する基本的な考え方とともに、広く国民に対して周知し啓発を図ることが必要であり、文化庁においては、これらの内容について、一般社会に分かりやすい形での周知啓発に向けて、積極的に取り組むことが期待される。	現状の生成 AI と著作権をめぐる様々な議論を 見ると、著作権で保護され得る範囲や著作権 権利制限規定の考え方など、未だ著作権に対 する正しい理解が浸透していないような状況も 見受けられる。そのため、今回の AI と著作権 に関する考え方はもとより、著作権自体の考 え方をより正確に理解してもらえるよう、丁寧 な発信が求められていると考える。 例えば、生成 AI の利活用により生成された文 章や生成物が著作権を侵害し得るかどうか、 はこれまでと同様にその生成者や創作者が類 似したものがないかどうかを調査する責任が あることは、これまでの著作権の考え方で整 理されたものであり、こうした著作権の考え 方、特に、生成 AI についての議論が従来の著

該当箇所		当箇所	意見
項目	該当ペー ジ	該当する記載	
			作権の考え方と矛盾しないように整理している 点も含めて、丁寧に説明していく必要があると 考えられる。 他方で、こうした生成 AI の利用による著作権 侵害への不安や懸念等が生じていることや、 人間が網羅的にチェックするプロセスがもは や非現実的になり得る状況を踏まえると、著 作物を保護するという視点からも、生成物が 著作権を侵害しているかどうかを生成 AI 等の 技術を用いて確認・証明できる手法等の施策 を促進していくことも有用な手段になり得ると 考え、今後の検討課題として触れるべきと考 える。